



平成 24 年 9 月 20 日

各 位

会 社 名	株式会社東理ホールディングス
コード番号	(5856) 上場取引所 東証第 2 部
代表者名	代表取締役社長 福村 康廣
問合せ先	常務取締役 忍田 登南
T E L	(03) 3548-1014

過年度の貸付に関する取締役の責任等についてのお知らせ

過年度の貸付に関する取締役の責任につきまして、当社の検討結果をお知らせいたします。また、当該取締役から申し入れのありました損害の回復措置を受け入れることを決議いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

記

1. 経緯

当社は、過年度における貸付金等についての貸倒引当金計上時期の妥当性等について調査するために、平成 24 年 3 月 9 日に社内調査委員会を設置し、平成 24 年 5 月 21 日付け「社内調査委員会の調査報告書受領についてのお知らせ」にて調査報告書を開示し、これを踏まえた当社の検討結果を平成 24 年 5 月 31 日付け「社内調査委員会調査報告書についての検討結果等に関するお知らせ」にて開示し、平成 24 年 7 月 31 日付け「(訂正)「平成 24 年 3 月期 決算短信」等の一部訂正に関するお知らせ」にて過年度の決算短信の訂正を行いました。また、平成 24 年 8 月 14 日付けで「改善報告書」を提出しております。

今般、一連の貸付を実施した当時の取締役の責任及び損失の回復措置について、決議いたしましたので、お知らせいたします。なお、以下の内容につきましては、監査役会の下承を得ております。

2. 取締役の責任等について

(1) 検討状況

社内調査委員会の指摘を受け、当社の過年度決算における不適切開示内容の検討とその訂正を行い、その改善措置を証券取引所に対し報告しました（平成 24 年 8 月 14 日付「改善報告書」）が、その過程で、不適切開示を行った原因を分析し、社内体制の不備に関する指摘を受け、今井氏及び國分氏に対する貸付に関した当社取締役の善管注意義務違反の有無及びその責任の程度・範囲について検討を加えました。

その過年度決算訂正、過年度決算短信等の訂正に関した当社の会計監査人の意見及び当社顧問弁護士の意見等も踏まえ、次のとおり報告いたします。

(2) 今井氏及び國分氏に対する貸付に関する取締役の善管注意義務違反の有無

A. 今井氏に対する貸付（上記社内調査委員会調査結果報告書（以下「社内調査結果報告書」という）5 頁～6 頁記載の①、③及び④、⑥ないし⑩、並びに⑫ないし⑯）

イ. 平成 20 年 3 月の時点において、貸付の資産性の評価及び会計処理の妥当性について問題がありました。ただし、その貸付の資産性の評価及び会計処理の妥当性（の評価）に問題があったことが、当該融資（貸株及び金銭の貸付）に関する取締役の善管注意義務違反に直結するものとは言い難い。

今井氏は平成 19 年 3 月ないし同年 11 月までは当社の取締役であった者であり、当時今井氏は

相当額の役員報酬等を得ていたのだから、その返済力に問題があるものとして貸し付けたものではないし、借り手の与信の確認に当って著しい不備ないしは注意義務違反があったとまでは言えない。

また、一連の貸付を行うについて資金使途の確認や借り手の与信の確認に不備があったこと、貸付時における情報提供・説明義務を怠ったことや、貸付後の債権管理（担保の取得など）も不十分であった（回収可能性の評価が甘かったため）など、当社のガバナンス上の問題点が改善報告書において指摘されているが、個別の貸付に関する当社の取締役の法的責任（善管注意義務違反）についてはこれとは別に検討が必要であります。

- ロ．これらの一連の貸付に関し融資を行ったことやその実施に際しての与信判断に関する問題は、これに関与した役員の法的責任の問題（法令又は定款違反の問題）というよりは多分に経営判断上の問題であるものと解されます。

これら貸付のうち、少なくとも、また特に、平成 20 年 12 月以降に行った貸付に関しては、同年 11 月に今井氏の親族から念書を得て（株）エデュケーションコンサルタント（以下「EC 社」と言う。）の資産の処分や保有株式の他への売却や担保提供等を禁じうえ貸付を行っているので、その貸付については、単に念書を得るだけでなく担保（物）を確実に取得するなど債権保全措置を講じうえ貸付を行うべきであった（にもかかわらず、これを怠り貸付を行ったので、その債権回収を困難にした）と指摘される余地がある。ただし、今井氏は平成 20 年 12 月以降平成 22 年 3 月までの間に一部借入金の返済を行っており、平成 20 年 12 月当時には同人の返済能力がなかったものと即断し難い面もあります。

その貸付を行った当時の当社においては、債権管理やその回収可能性評価の仕組のほか種々の与信の実行及びその後の管理に関する仕組が不備であったこと、並びに、そのような仕組を整備し十分機能させなかったことについて、取締役の善管注意義務違反を認めざるを得ないものと解されます。

- ハ．今井氏に対する債権回収を会社は怠っていたわけではないが、同人は弁済が困難であることを平成 22 年 3 月に至って明らかにしたものであって、その後の回収の実績はなく、今井氏は平成 24 年 7 月 12 日破産手続開始の申立を行ったので、同人からの回収は著しく困難になりました。
- ニ．当社の取締役らは、当社の監査役会に対し、今井氏に対し貸し渡したエス・サイエンス株式（未返済の 37 百万株）につきその現実の返還を当社に対し行うこと及び前記のとおり主として平成 20 年 12 月以降に当社が行った貸付に関し今井氏が担保に供すべきであった（当社が担保として取得し債権保全を図るべきであった）当社株式 295 万株（アレスサポート経由で貸付けた 156 百万円で購入した株式 55 万株、本人への貸付金 518 百万円の内 223 百万円で EC 社より購入した株式 100 万株、残額にて購入した株式 140 万株）について、現実これを当社に提供することによって、当社が被った損害の回復を図ることを申し出ており、その了解を得ました。

B．國分氏に対する貸付（社内調査結果報告書 21 頁記載の①ないし③、⑥及び⑦の貸付）

- イ．國分氏に対する貸付に関して、改善報告書では、平成 20 年 1 月に平成 19 年 12 月の貸金 8 百万円の返済期が訪れることから、この時点で國分氏に対する債権を回収懸念債権として評価すべきであったとしていますが、平成 20 年 1 月には 8 百万円が返済され同年 3 月にはさらに 2 百万円が返済されていることなどからして、当時において直ちにそのような回収懸念債権として評価をしなかったことや 2 百万円の返済と同時に 62 百万円の追加融資をしたことが取締役の善管注意義務違反を構成するとは、直ちには断じ難い。國分氏に対する貸付は、同人が株式投資資金としてこれを使用するというものであって、信用取引で損失を蒙っていたことは、後に知ったものであって、当時の当社取締役が認識していたものではない。即ち、國分氏に対する融資の実施及びこれに際しての与信判断にかかわるものは、多分に経営判断上の問題とすべきであります。

その貸付当時、債務弁済公正証書を作成しただけで物的担保を獲得しなかったことが、債権保

全策を怠ったものとして法的責任問題になり得るが、國分氏は当時自宅不動産を保有していたものであり、(抵当権など優先権を確保した担保権の設定まで図らず)債務弁済公正証書をもって貸し付けたことが、平成 20 年 3 月の時点において、著しく不当であったとまでは言えません。

しかし、前記 1 に記載したように、債権管理の仕組の不備及び債権管理に関する取締役らの姿勢の甘さによって、その後返済実績のないまま平成 20 年 9 月 20 日に 50 百万円を追加融資した点は、善管注意義務違反(前記のとおり、債務弁済公正証書を作成しただけで他に物的な担保を確保しなかったことについて)を問われ得るものと解されます(ただし、元々回収可能性がないものとして貸し付けたものではない)。

- ロ. 國分氏に対しては、その保有不動産に対する強制執行を行うべく、同人が行った妻に対する不動産の名義変更(共有持分の移転)に関し詐欺行為取消訴訟(東京地方裁判所平成 23 年(ワ)第 41573 号事件)を提起しています。その勝訴判決を得たときは、名義の回復のうえ前記の公正証書に基づき債権回収を図る所存であります。

C. 責任を負担する取締役とその責任の程度

- イ. 今井氏及び國分氏に対する貸付に関与した取締役全員につき、法律上は連帯責任(会社法第 430 条)を免れない。
- ロ. 関与の程度や責任の軽重に関し濃淡をつけるとすれば、当時の代表取締役社長であった福村康廣(現代表取締役社長)に過半以上の責任を認めざるを得ないものと考えられます。
その他の取締役については、福村が責任をとるべき部分を除いた残余につき、応分の(員数で割った割合の)責任を負担すべきであります。
- ハ. 取締役等が当社に対し与えた損害の回復のための措置
前記のとおり、当社の現任の取締役に、今井氏及び國分氏に対する貸付等をするに当って、前記のような善管注意義務違反による責任が問われ得る状況であります。
今井氏に対する貸付に関しては、前記 A. ニのとおり、当社の監査役会の了解を得て、当社の損害の回復を図るものであります。
また、國分氏に対する債権回収は、前記のとおり詐欺行為取消訴訟等を行っています。勝訴判決を得たときは、所有名義(共有持分)の回復を行なったうえで、債務弁済公正証書に基づく強制執行によって債権回収を行う所存であります。

3. 損害の回復のための措置の内容について

(1) 今井氏への株式の貸付について

今井氏への株式の貸付であるエス・サイエンス株式 3,700 万株に関しては、以下のように予定しています。

福村：東理に対して、平成 24 年 9 月末までに 1,240 万株を弁済する。

永井：東理に対して、平成 27 年 8 月 31 日までに 1,230 万株を弁済する。

忍田：東理に対して、平成 27 年 8 月 31 日までに 1,230 万株を弁済する。

本弁済につきましては、当社として、エス・サイエンス株式の保有比率を増加させたくないため、各人は、当社から有償にて株式の譲渡を受けて、それを返済するものいたします。

(2) 今井氏への貸付金について

今井氏への貸付金については、福村が委託者、(株)日本エスクロー信託が受託者となる信託契約を締結し、受託者が証券会社に開設する信託口座に、福村が保有する東理株式 295 万株を提供することを予定しています。

本契約におきましては、当社が同意権者となり、委託者は同意権者との合意がある場合に限り、信託口座にある株式の処分を受託者に指示することができ、処分によって得られる金銭は、同意権者に帰属するものいたします。

4. 業績に与える影響

損害回復のための措置の実施により、平成 25 年 3 月期第 2 四半期に福村から返済されるエス・サイエンス株式により、特別利益として 24.8 百万円が計上されます。また、今井氏への貸付金に対する弁済となる、信託口座の当社株式につきましては、売却代金は特別利益に計上されますが、監査役会の了承を得て売却することとなり、売却時期につきましては当期中になるかどうかを含めて未定であります。

業績予想に与える影響につきましては、精査しだい、速やかに開示いたします。

- (参考) 平成 24 年 5 月 21 日付 「社内調査委員会の調査報告書受領についてのお知らせ」
平成 24 年 5 月 31 日付 「社内調査委員会調査報告書についての検討結果等に関するお知らせ」
平成 24 年 7 月 31 日付 「(訂正)「平成 24 年 3 月期 決算短信」等の一部訂正に関するお知らせ」
平成 24 年 8 月 14 日付 「改善報告書」

以上